

令和3年5月28日

会員事業所の皆様へ

一時支援金の申請に係る相談対応（5/29・5/30）について

一時支援金の申請期限が、5月31日（月）までとなっていることから、
当所会員事業所向けに、以下の日程において申請に係る相談対応を
実施致しますので、ご案内いたします。

日 時 令和3年5月29日（土）・30日（日）午前9時～午後5時

場 所 佐野商工会議所（佐野市大和町 2687-1）

相談内容 一時支援金の申請に関すること、事前確認に関すること

対象者 市内で事業を営む商工業者のうち、一時支援金の申請を希望する方等

申込方法 必ず、事前に電話にてご予約お願いします。（電話 0283-22-5511）

本件担当：当所経営支援課長 青木